

国民健康保険

病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者が収入に応じた保険料を出し合い、医療費に充てる助け合いの仕組みです。

● 加入対象者

下記を除く全ての方が対象です。

- ・職場の健康保険、または同種同業の従事者の国民健康保険組合のどちらかに加入している方と、その扶養家族
- ・後期高齢者医療制度加入者
- ・生活保護を受けている方

▼ こんなときには手続きを

- ・品川区に転入／転出または区内転居したとき
- ・職場の健康保険をやめた／加入したとき
- ・生活保護を受けなくなった／受け始めたとき
- ・お子さんが生まれたとき
- ・死亡したとき
- ・世帯主や氏名が変わったとき
- ・世帯が合併・分離したとき



● 保険料の軽減

解雇や雇止め等により離職された方の保険料を軽減する制度があります。また、出産する（した）方の産前産後期間の保険料を軽減する制度もあります。

問 国保医療年金課資格係

☎ 5742-6676

● 受けられる給付

医療機関等にかかるときにマイナ保険証または資格確認書を提示すれば、医療費の一部を負担することで診療を受けられます。また、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの給付制度があります。



問 国保医療年金課給付係

☎ 5742-6677

● 保険料の支払い

保険料が年金から差し引かれている方以外は、原則、口座振替でお支払いください。口座振替の手続きやその他の支払い方法は、区HPをご覧ください。



問 国保医療年金課収納係

☎ 5742-6678

● 納付相談

保険料の納付が困難なときは、早めにご相談ください。

問 国保医療年金課整理係

☎ 5742-6679

● 国民健康保険料納付額の確認

国民健康保険料は年末調整や確定申告で社会保険料控除の対象です。



問 国保医療年金課収納係

☎ 5742-6678

後期高齢者医療制度

75歳以上（65歳以上で一定の障害のある方を含む）の方を対象とする医療制度です。



● 加入対象者

75歳になった方は、それまで加入していた医療保険から、自動的に後期高齢者医療制度に加入することになります。また、一定の障害がある65歳から74歳までの方は、申請により加入することができます。

● 受けられる給付

医療機関に掛かるときにマイナ保険証または資格確認書を提示すれば、医療費の一部を負担することで診療を受けられます。自己負担の割合は、所得に応じて1割、2割、3割のいずれかとなります。

その他、高額療養費、葬祭費などの給付制度があります。

● 保険料の支払い

保険料が年金から差し引かれている方以外は、原則、口座振替でお支払いください。口座振替の手続きは区HPをご覧ください。



問 国保医療年金課高齢者医療係

☎ 5742-6736

国民年金

日本在住の20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、老齢、障害、死亡によって一定の要件のもと、必要な給付を受給できる仕組みです。



● 国民年金の種別

種別	加入者
第1号被保険者	自営業者、自由業、学生、離職中の方など
第2号被保険者	厚生年金に加入している会社員・公務員など
第3号被保険者	第2号被保険者の扶養に入っている配偶者

※区では、第1号被保険者に関する諸手続きを受け付けています。

▼ こんなときには手続きを!

- ・退職したとき
- ・配偶者の扶養から外れたとき
- ・海外から日本へ戻ってきたとき

● 保険料の免除・納付猶予

所得が一定基準以下の世帯や学生の方には、保険料の免除や納付が猶予される制度があります。

また、産前産後期間の保険料が免除される制度もあります。

● 各種年金の受給

受け取る年金の種類や加入歴によって、手続き先が異なります。

問 国保医療年金課国民年金係

☎ 5742-6682～3

特別区民税・都民税（住民税）

住民税は1月1日現在、区内に住所がある方、事務所・事業所・家屋敷をお持ちの方にかかる税金です。前年の所得金額に対して当該年度に課税されます。申告が必要な方については、区HPをご覧ください。



問 税務課課税担当

☎ 5742-6663～6

軽自動車税

毎年4月1日現在、原動機付自転車（バイク）、軽自動車等を持っている方に、毎年課税される税金です。4月2日以降に車両を人に譲ったり、廃棄をしても、その年の軽自動車税（種別割）は課税されます。



問 税務課税務係

☎ 5742-6667

納税

● 納税方法

納付方法については、区HPをご覧ください。



問 税務課課収納管理係

☎ 5742-6669

● 各種税の窓口

住民税およびその他税金の窓口については、区HPをご覧ください。



● 納付相談

納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

問 税務課納税相談担当

☎ 5742-6671～6673

● 税金の証明書

税金の各種証明書を発行しています。

